

下妻地方広域事務組合告示第9号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び下妻地方広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和5年下妻地方広域事務組合条例第2号）第3条の規定により、次のとおり生活環境影響調査結果を縦覧に供する。

なお、当該生活環境影響調査結果について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和6年11月1日

下妻地方広域事務組合 管理者 菊池 博

1 縦覧の場所

下妻地方広域事務組合 最終処分場「クリーンパーク・きぬ」
茨城県結城郡八千代町大字大渡戸 390 番地

2 縦覧の期間

- (1) 縦覧の期間は、令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。
- (2) 縦覧の時間は、午前9時から午後4時までとする。

3 施設の概要

- (1) 施設の名称 下妻地方広域事務組合最終処分場「クリーンパーク・きぬ」
- (2) 施設の設置場所 茨城県結城郡八千代町大字大渡戸地内
- (3) 施設の種類 一般廃棄物処理施設（最終処分場）
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類 焼却残渣及び不燃物
- (5) 処理の能力 埋立面積 13,050 m²、埋立容量 61,700 m³（最終覆土を除く。）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

ア 大気質

イ 騒音

ウ 振動

エ 悪臭

オ 水質

カ 地下水

4 縦覧の手続

報告書等を縦覧しようとする者は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

5 縦覧者の遵守事項

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。
- (5) 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

6 意見書の提出

- (1) 提出期限 令和6年11月1日（金）から令和6年12月16日（月）までの午前9時から午後5時（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）
- (2) 提出方法 持参又は郵送
(郵送の場合は、12月16日（月）までの消印を有効とする。)
- (3) 提出場所 〒300-3515 茨城県結城郡八千代町大字大渡戸 390 番地
下妻地方広域事務組合 最終処分場「クリーンパーク・きぬ」
電話番号 0296-30-2890
- (4) その他 後日、提出された意見書及び意見書に対する見解を、本組合ホームページにて公表する。
なお、個人名等は公表しない。また、個別回答は行わない。